

んか。

○委員長(横山信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(横山信一君) 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○江崎孝君 与党からの応援ありがとうございます。ちよつと質問通告してないので、大臣、申し訳ないんですけども、御自身のことだからお答えできると思います。午前中に私たちの那谷屋委員が例の奈良県、奈良の支部と還付金の問題で質問させていただいて、その後、片山委員からも同じ件で話が合ったと思うんですけども、その際、大臣の答弁を聞いていて私はちよつと違和感を覚えました。それは、大臣、詐欺罪で告発をされているわけですね。一般市民が詐欺罪で告発をすることというのは、やはり相当な覚悟が私には要することだろうというふうに思います。違法行為ではないからそれで許されるんだということではない、我々は政治家でございまして、そう考えると、あたかも告発をされた方に自分自身が傷つけられたというような認識の発言であったというふうに私は捉えさせていただきます。間違っていますから御訂正ください。

○委員(横山信一君) 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○江崎孝君 与党からの応援ありがとうございます。ちよつと質問通告してないので、大臣、申し訳ないんですけども、御自身のことだからお答えできると思います。午前中に私たちの那谷屋委員が例の奈良県、奈良の支部と還付金の問題で質問させていただいて、その後、片山委員からも同じ件で話が合ったと思うんですけども、その際、大臣の答弁を聞いていて私はちよつと違和感を覚えました。それは、大臣、詐欺罪で告発をされているわけですね。一般市民が詐欺罪で告発をすることというのは、やはり相当な覚悟が私には要することだろうというふうに思います。違法行為ではないからそれで許されるんだということではない、我々は政治家でございまして、そう考えると、あたかも告発をされた方に自分自身が傷つけられたというような認識の発言であったというふうに私は捉えさせていただきます。間違っていますから御訂正ください。

○委員(横山信一君) 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○江崎孝君 与党からの応援ありがとうございます。ちよつと質問通告してないので、大臣、申し訳ないんですけども、御自身のことだからお答えできると思います。午前中に私たちの那谷屋委員が例の奈良県、奈良の支部と還付金の問題で質問させていただいて、その後、片山委員からも同じ件で話が合ったと思うんですけども、その際、大臣の答弁を聞いていて私はちよつと違和感を覚えました。それは、大臣、詐欺罪で告発をされているわけですね。一般市民が詐欺罪で告発をすることというのは、やはり相当な覚悟が私には要することだろうというふうに思います。違法行為ではないからそれで許されるんだということではない、我々は政治家でございまして、そう考えると、あたかも告発をされた方に自分自身が傷つけられたというような認識の発言であったというふうに私は捉えさせていただきます。間違っていますから御訂正ください。

○委員(横山信一君) 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○江崎孝君 与党からの応援ありがとうございます。ちよつと質問通告してないので、大臣、申し訳ないんですけども、御自身のことだからお答えできると思います。午前中に私たちの那谷屋委員が例の奈良県、奈良の支部と還付金の問題で質問させていただいて、その後、片山委員からも同じ件で話が合ったと思うんですけども、その際、大臣の答弁を聞いていて私はちよつと違和感を覚えました。それは、大臣、詐欺罪で告発をされているわけですね。一般市民が詐欺罪で告発をすることというのは、やはり相当な覚悟が私には要することだろうというふうに思います。違法行為ではないからそれで許されるんだということではない、我々は政治家でございまして、そう考えると、あたかも告発をされた方に自分自身が傷つけられたというような認識の発言であったというふうに私は捉えさせていただきます。間違っていますから御訂正ください。

違法ではありません。ところが、その議員本人から受けた寄附金を支部が後援会の方に迂回献金をする、これが通常の例なんです。これが過去、問題が指摘された件なんです。

ところが、今回の大臣の件はお金に色が付いていないということなわけでありまして、少なくともインターネットで収支報告書はこれ誰でも取れます。誰でも取れるんです。その中に、同じ収支報告書の中に、先ほど那谷屋委員が指摘された平成二十四年の十一月二十日に一千万、平成二十四年の十二月十七日に二百二十万、都合一千二百二十万、平成二十四年の十二月十七日に山本早苗さん宛て、つまり大臣宛てに支部から寄附をされた。十七日からその一週間後に大臣が一千万を支部に戻された。これ寄附になっていきますけれども、戻し入れたというふうな思い、みんなそんな思いを取っている、お金には付いていませんから。だから、一千二百二十万、十二月二十七日に、受けた一週間後に自らが一千万寄附をされているわけですね。これは当然寄附行為ですから三〇%の還付申告当たります。これは、三〇%の還付申告が受けられるということを知って寄附一千万されたんですか。

○国務大臣(高市早苗君) もう一度申し上げますけれども、あくまでも政治資金規正法と国税、租税特別措置法ですね、その内容については承知をいたしております。ただ、還付というのは、税金は払っているわけでございますね、それに對して、また払い過ぎたもの、経費などを税理士さんが判断し、国税当局が判断した上で還付されるものでございます。

過去の例をおっしゃいました。私も報道でしか承知いたしておりません。そもそも私に対する告発文そのものも私が読める状況にありません。過去の例をおっしゃいましたが、このときに衆参国会議員のうち少なくとも十八人が、自身が代表を務める政党支部や資金管理団体などを使って寄附金を迂回させる手法で所得税控除などの税優遇を受けていたことが分かったという記事でございまして、各党の議員のお名前なども記事に掲載されております。

○江崎孝君 自分が聞いたのは、十二月二十五日に、あつ、ごめんない、十二月二十五日に山本早苗名で政党支部に寄附をされている、これは、その時点で大臣御自身は、一千万円を寄附すれば三百万円の還付があるということを知った上で平成二十四年の十二月二十五日に寄附されたんですか、この一点です。知っていたか知らなかったかで、どっちでもいい。知っていたら知っていたでおっしゃってください。

○国務大臣(高市早苗君) その還付の金額というのは分かりません。(発言する者あり) いや、受けるかどうかというのは、翌年二月から三月にかけて確定申告の作業をいたします。その中で、前年私の場合には領収書をもうまとめて税理士に送ります。それをまた税理士さんが判断された上で、税務署がまたこれを、国税当局が適切に判断されるものでございます。

○江崎孝君 知らなかったということですね、自民党のそういう指導をね。

○国務大臣(高市早苗君) 新聞報道を見まして党の経理局に確認をいたしました。国会議員の各事務所に対してそういう指導をしているということはないと。問合せがあった場合は別でございますけれども、一時、地方議員に対して、大阪で何か大きな問題が起きたときに、地方議員に対して政治資金に係る指導をしたことはあると、果敢を通じてですね、そういうことは聞きました。私どもの事務所ではそういう通知も受けておりません。

○国務大臣(高市早苗君) その還付の金額というのは分かりません。(発言する者あり) いや、受けるかどうかというのは、翌年二月から三月にかけて確定申告の作業をいたします。その中で、前年私の場合には領収書をもうまとめて税理士に送ります。それをまた税理士さんが判断された上で、税務署がまたこれを、国税当局が適切に判断されるものでございます。

○江崎孝君 要するに知っておったということですね。三百万円ですから、三〇%ですから約三百万円近くが返ってくるということを知った上で一千万円寄附をされているわけですね。

これは新聞報道ですけども、これ確認してないんですけども、自民党はこの還付申告に対して、御党は国会議員に対して控除を受けられないように指導しているというふうな言われているわけですね。指導されているという現実には御存じだったんですか。

○国務大臣(高市早苗君) 新聞報道を見まして党の経理局に確認をいたしました。国会議員の各事務所に対してそういう指導をしているということはないと。問合せがあった場合は別でございますけれども、一時、地方議員に対して、大阪で何か大きな問題が起きたときに、地方議員に対して政治資金に係る指導をしたことはあると、果敢を通じてですね、そういうことは聞きました。私どもの事務所ではそういう通知も受けておりません。

○江崎孝君 知らなかったということですね、自民党のそういう指導をね。

○国務大臣(高市早苗君) 新聞報道を見まして党の経理局に確認をいたしました。国会議員の各事務所に対してそういう指導をしているということはないと。問合せがあった場合は別でございますけれども、一時、地方議員に対して、大阪で何か大きな問題が起きたときに、地方議員に対して政治資金に係る指導をしたことはあると、果敢を通じてですね、そういうことは聞きました。私どもの事務所ではそういう通知も受けておりません。

○江崎孝君 知らなかったということですね、自民党のそういう指導をね。

○国務大臣(高市早苗君) 新聞報道を見まして党の経理局に確認をいたしました。国会議員の各事務所に対してそういう指導をしているということはないと。問合せがあった場合は別でございますけれども、一時、地方議員に対して、大阪で何か大きな問題が起きたときに、地方議員に対して政治資金に係る指導をしたことはあると、果敢を通じてですね、そういうことは聞きました。私どもの事務所ではそういう通知も受けておりません。



これ、誰が聞いても、何回も言いますけれども、支部に対する寄附は、これ寄附行為です。ですから、運付申告はできません。租特の方の問題があるけれども、法律的にはやれる可能性がある。もう一つ、今までは、高市さんが、大臣が支部に払った例えは寄附は、これまでの問題は、支部から後援会の方にお金を流すから任回献金だということでは、一切抜きにして、この収支報告書だつたら、一千二百二十万もらつた寄附を一週間後に一千万戻し入れているんですよ。どう見たつてこれは、一旦もらつたお金が一旦戻つたようにしか見えませんか、これだけだつたら、それに対して寄附金控除を申請するということに、国民の多くは、何だ、政治家はこんなことをやつていいのか、政治家はこんなことをやつていゝんだつたらこれは大変な問題じゃないか、そういうことで告発しているわけですよ。

それは極めて倫理観のなさを、先ほどの那谷屋委員の回答に対して、大臣御自身、極めて倫理観のなさを吐露されたような、私はそういう回答しか聞けなかつた。だから問題だということをは是非分かつていただきたい。

そして、もう一回言いますけれども、御自身、政治資金規正法も含めた、この選挙も含めた、所管する大臣になつていらつしやるんです。しかし、平成二十四年はそれはなかつた、確かに、振り返つてみて、御自身の行為は、今の大臣の立場からしてどう映りますか。

○國務大臣(高市早苗君) 今の立場だからこそ、現行の政治資金規正法ですとか租税特別措置法に欠陥があるということを私の口から申し上げることはできません。これは、制限を掛けた場合には政党活動の自由を縛ることになりますから、総務省の方から、これはもう道義的に問題のある法律

だから改正するということは申し上げられませんが、政党活動の自由ですから、各党各会派で御議論をいただき、必要であれば改正をしていただければいいかと思つておられます。

○江崎孝君 同じことを繰り返さないでください。私は正直に言つてほしい。

今の大臣の立場だつたら、当時の、平成二十四年の御自身の行為が国民の信頼を裏切る可能性がある、極めて高いんだと、そう思われたいということですか、今も、今も思つていらつしやるというふうなことです。答えていただけますか。それだけで結構です。

○國務大臣(高市早苗君) 繰り返しになりますけれども、今の私の立場だから申し上げられないと申し上げているわけではございません。

私が一国会議員であり、一人の政治家としてございまして、現在の政治資金規正法を所管する大臣として、現行法に道義的に不備があるということを決め付けて申し上げることはできません。また、これは政党活動の自由を縛るものでございまして、

それから、私の選挙の選挙運動費用報告書も御覧になつた上での御質問でございましょうか。先ほど来、説明を申し上げております。

○江崎孝君 私は、その一千二百二十万がどう使われたのか、一千万がどこから捻出されたのかと一切聞いていません。この収支報告書に書かれていること、そして御自身が一千万円を寄附したことによって還付申告で恐らく三百万円近い寄附控除を受けられているということ、これが一般の国民からすれば極めて不信感を招く、だから告発をされているんだということを指摘しているわけですよ。

それを、所管をする大臣になつたときに、平成二十年を振り返つたときに、それに対して、今のような発言ではなくて、そのときの自分の行為がどうだつたのかということを手直に吐露してほしかったんですけれども、恐らくこれから質問言つても、何回も聞いてもお答えにならないでしょうから、いずれにしても、奈良地検に告発状が出ています。その動向を見ながら、また総務委員会でも御質問をさせていただきたいというふうな思いがあります。これは一旦、この質問は終わらせていただきます。

さて、森友学園の問題なんですけれども、これ何で総務委員会が質問するかということでも皆さん御不審に思われているかもしれないけれども、私が思うには、この同じ土地を豊中市という自治体が同じ時期に購入しているわけですね。これが、国有地として購入する場合と、新関空会社から購入する場合とで相当対応が違つてきた。相

当、これは憤りを覚えるぐらいに厚く森友学園の方には国が売却をしているということなので、これ自治体を所管する総務委員会ですからあえてお聞きをするんですけれども、

そこで問題にしたのは、平成二十四年の七月に、元々この森友学園の今の建設地、それと豊中市が都市公園として整備している土地、それと豊中市が給食センターとして整備しようとする用地、これは元々、豊中市が全体を、特に給食センターの用地はテニスコートにしていたぐらいに、元々国有地ですから、無償で提供されていた土地なんです。それを平成五年に普通財産化をした、国が、大阪航空局が、普通財産化をしたことによつて、元々、これ豊中市から聞いたんですけれども、無償で都市計画をさせていただけるとうな話をしていたんだけれども、普通財産化になつたことによつて、これ有償で提供を受けるしかない、それで、その当時幾らぐらいでということだと、二十五億円ぐらいだという話があつたんですよ。

つまり、森友学園の土地と野田中央公園、都市公園の土地、これ合わせて、大体同じ面積なんです。両方とも、ちよつと森友の方が小さいかもしれない、まあ二十五億円、だつたらこれ買えない、もうとてもじゃないが、だから、今の森

友学園はちよつと置いておいて、野田中央公園のだけ買うという手続に入つた。

ところが、二つ隣接していますから、この森友学園が建設を予定していた土地、ここに余り変なものも来てもらつてはいけなないので、同じように隣接をしていた大阪音大に、買つたらどうですかということをお豊中市が大阪音大に働きかけて、分

かりましたということでも用地交渉に入るんですよ、入るんですよ。そこが問題なんですけれども、余りにも国交省、あるいは近畿財務局の提示価格とこの大阪音大の提示価格が格差があり過ぎたというので、大阪音大はこれ購入を断念するということをお聞いています。これ御存じだろうと思つてます。

そこで問題なんですけれども、なぜか分からないんですが、平成二十四年の七月一日に、これは民主党もやつたんですけれども、関空と伊丹を一緒にした新関空会社というのができるんですよ。これ平成二十四年の七月にその大阪航空局が持つていた土地を全部合算して現物出資しているんです。新関空会社で、そのときに、どうもこの大阪音大、つまり後で森友学園が買う用地、ここに

ついでには、民間売買、民間との売買が締結されうだ、あるいはそういう流れにあるということ、現物出資から外すということを決められた、間違いないですね。これは大阪航空局でいいですか。

○政府参考人(平垣内久隆君) お答えさせていただきます。

今先生、委員御指摘のように、本件土地につきましては、平成二十四年一月二十日に森友学園とは別の学校法人から普通財産買受け要望書の提出がございました。なので、同年三月十三日に近畿財務局に本件土地の処分依頼を行い、その後、近畿財務局とともに売却に向けた調整を進めておりました。なので、現物出資の対象には含めてございません。

○江崎孝君 大阪音大が結局断念するわけですね、この土地購入を、それはいつですか。